

## 第6章 国際事務局に対する手続

### 第1節 手続の原則

#### 1. 手続の原則

(1) 国際事務局に対する手続の差出書面には、国際事務局が定めた**公式様式【MM1～9及びMM13～MM18】**及び**非公式様式【MM10～MM12及びMM19】**並びに様式化されていない手続があります。様式化されていない手続を行う場合には、提出する書類に国際登録出願を特定する書簡を添付する必要があります。

(注) 公式様式のうち、**【MM1】**及び**【MM3】**は、マドリッド協定の締約国で使用する様式であり、我が国が加盟したマドリッド協定議定書の締約国では使用しない様式です。

また、他のMM様式の概要は、下記の第3節を参照してください。なお、様式化されていない手続として、国際登録簿の認証抄本の請求等があります。

(2) 国際登録出願の特定には、出願人(名義人)の氏名(名称)、住所(居所)、国際登録日及び国際登録番号を表示することにより行います。

(3) 書簡はA列4番の大きさの用紙を用いて下さい。

#### 2. 書簡の言語

出願人(名義人)から国際事務局にあてる書簡の言語は、国際登録出願の願書で使用する言語により行います。

#### 3. 書簡の署名

書簡には出願人(名義人)が署名します。代理人が提出する場合は代理人が署名します。

#### 4. 国際事務局のあて名

##### (1) 担当部署

EXAMINATION and REGISTRATION SECTION,  
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION (WIPO)

##### (2) あて先

34, chemin des Colombettes, 1211 Geneva 20 Switzerland

## 第2節 国際事務局への手数料の納付

### 1. 国際事務局への手数料の納付

#### (1) 手続を行う者が支払う手数料

手続を行う者は、第5章 第2節及び下記第3節に記載した額を国際事務局にあらかじめスイスフランにより納付することを求められています。

#### (2) 国際事務局からの指令に基づき支払う手数料

国際事務局からの「商品及びサービスの分類に関する欠陥通報」にある提案を受け入れることにより追加手数料の支払いが生じることがあります。

[規則12(7)]

### 2. 国際事務局の銀行口座

振込先銀行名：Crédit Suisse

銀行の所在地：CH-1211 Geneva 70 SWITZERLAND

受取人の名称：WIPO

受取人の住所：34, chemin des Colombettes, 1211 Geneva 20 Switzerland

口座の番号：CH51 0483 5048 7080 8100 0

SWIFT/BIC code<sup>\*1</sup>: CRESCHZZ80A

## 第3節 国際事務局に対する主な手続

以下の手続は国際事務局に直接行う手続であり、本国官庁(日本国特許庁)を経由して手続を行うことはできません。

### 1. 商品及び役務の一覧表の減縮に関する記録の申請【MM6】

#### (1) 手続

指定締約国(一部又は全部)に対する商品及び役務の一部又は全部を減縮する場合に申請します。

#### (2) 記載要領

様式第3欄「APPOINTMENT OF A REPRESENTATIVE：代理人の選任」

本件手続前に選任されている代理人が手続するときは、この欄は記載しないで下さい。

#### (3) 国際事務局へ支払う手数料

177スイスフラン

<sup>\*1</sup> SWIFT code: Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication:銀行間通信コード

## (4) 効果

指定締約国(一部又は全部)に対して商品及び役務を減縮することができるため、指定締約国から発出された、「暫定的拒絶の通報」に対する応答とすることができます。

## 2. 放棄の記録に関する申請【MM7】

## (1) 手続

一部の指定締約国(全指定締約国は認められない)に対する商品及び役務の全部を放棄する場合に申請します(指定商品及び役務の一部放棄は認められません)。

国際事務局は、当該申請を国際登録簿に記録し、効力を及ぼす指定国官庁へ通報します。

(2) 国際事務局へ支払う手数料 : 免除

## (3) 効果

一部の指定締約国に対して全ての指定商品及び役務を放棄することは可能ですが、すべての指定締約国について指定商品及び役務を放棄することはできません。(すべての指定締約国の放棄を行うには下記MM8により行うことができます。)

また、事後指定で再び放棄した国を指定することも可能です。

## 3. 国際登録の取消の記録に関する申請【MM8】

## (1) 手続

すべての指定締約国(一部は認められない)に対する商品及び役務の一部又は全部を取消す場合に申請します。

国際事務局は、当該申請を国際登録簿に記録し、すべての指定国官庁へ通報します。

(2) 国際事務局へ支払う手数料 : 免除

## (3) 効果

すべての商品及び役務を取消すと、国際登録は国際登録簿から抹消されます。

なお、国際登録簿から抹消された場合は、事後指定を行うことは出来ません。

また、一部取消の場合も事後指定で取消した商品及び役務を再び指定することは認められず、新規出願を行う必要があります。

## 4. 名義人の氏名若しくは名称又は住所の変更の記録に関する申請【MM9】

## (1) 手続

名義人の氏名若しくは名称又は住所を変更する場合に申請します。

(2) 国際事務局へ支払う手数料 150スイスフラン

ただし、①電話番号、②Fax番号及び③E-mailアドレスの変更は、手数料免除。

## 5. 代理人の氏名若しくは名称又は住所の変更の記録に関する申請【MM10】

(1) 手続

代理人の氏名若しくは名称又は住所を変更する場合に申請します。

(2) 国際事務局へ支払う手数料 : 免除

## 6. 代理人の選任【MM12】

(1) 手続

代理人の選任

(2) 国際事務局へ支払う手数料 : 免除

(3) 効果

国際事務局への代理人の選任の届出は、国際登録、事後指定及び第25規則の規定に基づく申請において代理人を選任する以外は、本書により選任の手続を行うことができません。

## 7. ライセンスの記録の申請【MM13】

(1) 手続

指定締約国(留保国には認められない、【参考資料2】参照)に対する商品及び役務の一部又は全部のライセンスを登録する場合に申請します。

(2) 国際事務局へ支払う手数料 : 177スイスフラン

(3) 効果

ライセンスは、

- ①ライセンシーの氏名又は名称
- ②指定締約国又は指定締約国の一部域内
- ③商品及び役務の全部又は一部
- ④ライセンス期間
- ⑤ライセンスの種類(専用又は単独)

を国際登録簿に記録することができます。

## 8. ライセンスの記録の修正の請求【MM14】

### (1) 手続

国際登録簿に記録されたライセンスに関して、記録された事項を修正する場合に申請します。

### (2) 国際事務局へ支払う手数料：

177スイスフラン

### (3) 効果

国際登録簿に記録されたライセンスの内容を修正できます。

## 9. ライセンスの記録の取消の請求【MM15】

### (1) 手続

国際登録簿に記録されたライセンスに関して、記録された事項を取消す場合に申請します。

### (2) 国際事務局へ支払う手数料：

免除

### (3) 効果

国際登録簿に記録されたライセンスに関する内容の全部又は一部を取消することができます。

## 10. 名義人の処分権の制限【MM19】

### (1) 手続

名義人の処分権を制限する場合に申請します。

### (2) 国際事務局へ支払う手数料：

免除

### (3) 効果

国際登録簿に記載された名義人の処分権を制限することができます。

**Q31 出願後に代理人の変更をすることができるのでしょうか。また、出願後に新たに代理人を選定することはできるのでしょうか。**

A 国際登録後に可能となります。その際は「代理人の選任の申請」【MM12】の書面を国際事務局に直接提出してください。

## 第4節 欧州共同体商標意匠庁(OHIM)に対する手続

以下の手続きは欧州共同体商標意匠庁(OHIM)を通して国際事務局へ行う手続であり、日本国特許庁(本国官庁)を経由して手続を行うことはできません。

### 1. 切替から生ずる事後指定【MM16】

#### (1) 手続

国際登録が欧州共同体において、取り下げ、拒絶、失効等保護が受けられない時に、欧州共同体の加盟国を指定した事後指定(通常の事後指定とは異なります。)に転換する場合に提出します。この書面はOHIMへの直接提出となります。

#### (2) 国際事務局へ支払う手数料：

(基本手数料) 300スイスフラン+付加手数料+個別手数料

#### (3) 効果

転換の申請が共同体法令により規定された期間内(取り下げ、拒絶、失効等より3ヵ月以内)に出願された場合、国際登録日(又は事後指定日)と同じ出願日が与えられます。(優先権又は優先順位的主張も享受することができます)